

※別に定める工事

土木(管)工事のうち以下のもの

- ①新技術(NETIS 登録)の実施工事
- ②橋梁、橋梁保全工事、水管橋工事
- ③電線類地中化工事
- ④推進工事
- ⑤交通量が多い(5,000 台/日以上)土木(管)工事
- ⑥鋼矢板仮設工事(家屋調査を必要とするもの)
- ⑦掘削深 3.0m 以上の地下水位低下工併用工事
- ⑧大口上水道管 Φ 350mm 以上の口径